

令和8年度保育料

【教育認定 1号】

無 料

【保育認定 2・3号】

階層区分	定義	保育料（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 48,600円未満	ひとり親世帯等	3,400円	3,300円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	7,800円	7,600円	0円
第4－1階層 (4－1A) 57,700円未満 (4－1B) 72,800円未満	市町村民税所得割課税額 72,800円未満	ひとり親世帯等	5,700円	5,600円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,400円	11,200円	0円
第4－2階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	14,700円	0円
第4－3階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,700円	0円	0円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	24,000円	23,600円	0円	0円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	35,000円	34,400円	0円	0円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	37,000円	36,400円	0円	0円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	39,000円	38,400円	0円	0円

※ ひとり親世帯等・・・母子、父子家庭や在宅障がい児（者）のいる世帯
(保護者収入額130万円未満・・・同世帯の最も所得が高い者を合算)

- ※ ひとり親世帯等で、市町村民税所得割課税額77,101円未満の場合、上の子の年齢は問わずに、第2子以降のお子さんは無料になります。
- ※ 同一世帯から保育所等に複数のお子さんが入所している場合は、その2番目のお子さん（第2子）は半額、第3子以降のお子さんは無料となります。
- ※ 市町村民税所得割課税額57,700円未満の場合、上の子の年齢は問わずに、第2子は半額、第3子以降のお子さんは無料になります。
- ※ 熊本県多子世帯子育て支援事業により、満18歳未満の児童のうち第3子以降のお子さんの保育料は無料となります。（階層区分第7、8階層を除く）
- ※ 住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などを適用する前の市町村民税所得割課税額で算定します。